

掛川市教育委員会規則第6号

東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年1月24日

掛川市教育委員会

教育委員長

(別紙)

東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則

東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則（平成18年掛川市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の2から第6条までを削る。

第7条第1項中「様式第4号」を「様式第1号」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「様式第5号」を「様式第2号」に改め、同条を第6条とし、第9条から第13条までを2条ずつ繰り上げる。

様式第1号から様式第3号までを削る。

様式第4号中「第7条関係」を「第5条関係」に、「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第5号中「第8条関係」を「第6条関係」に、「第8条の」を「第6条の」に改め、同様式を様式第2号とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。